

平成21年度から平成23年度の65歳以上の方の介護保険料が決まりました

○1カ月あたりの保険料額(基準額):新5段階 4,785円

※平成18年度から平成20年度までの1カ月あたりの保険料額(基準額)(4,980円)から、3.9%(195円)の引き下げとなります。

○平成21年度から平成23年度の3年間の介護保険料は次のとおりです。

各年度の市町村民税の課税状況や合計所得金額などに応じて、従来の6段階から9段階として金額を決定します。

保険料段階区分	対象者	平成21年度～平成23年度の 保険料率(年額) 【基準額:57,425円】	平成21年度普通徴収仮算定保険料額		
			第1期 (4月)	第2期 (5月)	第3期 (6月)
第1段階	生活保護の被保護者、 <u>老齢福祉年金受給者</u> で市町村民税非課税世帯	基準額×0.50 28,713円	2,390	2,390	2,390
第2段階	本人および世帯全員が市町村民税非課税で本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×0.63 36,178円	3,010	3,010	3,010
第3段階	本人および世帯全員が市町村民税非課税で第2段階に該当しない	基準額×0.75 43,069円	3,580	3,580	3,580
第4段階	本人が市町村民税非課税(世帯内に市町村民税課税者がいる場合)で公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×0.90 51,683円	4,300	4,300	4,300
第5段階	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)で第4段階以外	【基準額】 57,425円	4,780	4,780	4,780
第6段階	本人が市町村民税課税で、本人の合計所得金額が125万円未満	基準額×1.20 68,910円	5,740	5,740	5,740
第7段階	本人が市町村民税課税で、本人の合計所得金額が125万円以上200万円未満	基準額×1.25 71,782円	5,980	5,980	5,980
第8段階	本人が市町村民税課税で、本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満	基準額×1.50 86,138円	7,170	7,170	7,170
第9段階	本人が市町村民税課税で、本人の合計所得金額が300万円以上	基準額×1.55 89,009円	7,410	7,410	7,410

※老齢福祉年金:大正5年4月1日以前に生まれた方で一定の条件に該当する方が受給している年金です。

※世帯:平成21年4月1日の状況で判断します。平成21年4月2日以降に羽曳野市の第1号被保険者資格を取得された方はその取得日の世帯の状況となります。

※合計所得金額:公的年金所得の場合は年金収入金額から公的年金等控除額を差し引いた後の額、給与所得の場合は給与収入金額から給与所得控除額を差し引いた後の額です。

《65歳以上の方の介護保険料の決まり方》

第4期高齢者いきいき計画で定めた、平成21年度から平成23年度の3カ年の介護サービスの総費用額などを基礎として保険料を決定しています。

$$\text{月額平均保険料(基準額)} = \frac{\text{介護サービスの総費用} - \text{利用者の負担分}}{\times 21.85\% \div 65\text{歳以上の被保険者数} \div 12\text{カ月}}$$

《保険料算定の変更》

○平成20年度までの第4段階、第5段階、第6段階の対象者の負担額に配慮し、細分化を行いました。

《平成21年度の介護保険料について》

○平成21年度の保険料(年額)は、平成21年度の市町村民税の課税・非課税の別または合計所得金額などに基づいて「平成21年度～平成23年度の保険料率」(表参照)により算定して、平成21年7月上旬に決定し、ご案内します。

《平成21年度の仮算定(仮徴収)介護保険料について》

○【年金天引き(特別徴収)で納めている方】

平成21年4月、6月、8月の年金から特別徴収する額は、平成21年2月に特別徴収しました額と同じ額を【仮徴収】として天引きします。年度当初の平成21年4月に、仮徴収額のご案内はいたしませんのでご了承ください。

平成21年10月、12月、平成22年2月の各月の年金から特別徴収する額は、平成21年7月に決定する保険料(年額)から平成21年4月から8月に年金から仮徴収する合計額を差し引いた額を3回割りした額(100円未満の端数金額は10月で調整)となります。よって、年度後半で年間保険料が調整され、10月以降の保険料が調整されます。なお、平成21年度の市町村民税の課税状況から、平成21年8月の仮徴収額を変更する場合があります。

○【納付書や口座振替(普通徴収)で納めている方】

保険料を決定するまでの平成21年4月、5月、6月の保険料は、【仮算定】保険料として、平成20年度の市町村民税の課税・非課税の別または合計所得金額を「平成21年度～平成23年度の保険料率」に当てはめて算定した保険料の1カ月分を3回納めていただく納入通知書を4月に送付します。(上表の右側のとおりです。)

7月以降の保険料は、平成21年度の保険料を決定した上で、年間保険料額から仮算定保険料額を差し引いた金額を9回割りした額をご案内します。

《介護報酬が変わります》

○介護従事者の離職率が高く人材確保が困難となっている現状を改善し、質の高いサービスを安定的に提供するため、平成21年度から介護報酬が改定されました。このほか、医療と介護の連携や認知症ケアの充実などを目的とした改定となっています。

国からは介護報酬の改定に伴う介護保険料の上昇を抑制するため、2カ年にわたり段階的に介護従業者処遇改善臨時特例交付金が交付されます。(介護報酬改定相当額に対して、平成21年度は全額、22年度は半額交付)本市では、この交付金の全額を3年間で均等に控除し、平成21年度から平成23年度の保険料は同額に設定しています。

なお、利用料金(1割負担)は基本的には増えることとなりますがご理解ください。

《平成21年4月1日以降の申請者から認定調査の項目が変わります》

○平成21年度の介護保険制度の改正で、公平・公正な認定を行う取り組みの一環として、調査項目や認定方法が見直されました。調査項目は現行の82項目から74項目になります。

○調査項目の中には動作を確認する項目もありますが、**痛みがある**ときや**体調が悪い**ときなどは調査員にお申し出ください。ご不明な点がありましたら、高年介護課までお問い合わせください。